

久留米市三潯生涯学習センターZEB 化改修工事設計等業務プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市三潯生涯学習センターZEB 化改修工事設計等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米市三潯生涯学習センターZEB 化改修工事設計等業務

(2) 業務内容

①基本設計業務

②実施設計業務

③コミショニング業務（設計フェーズのみ）

④建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）認証取得業務

（詳細は「久留米市三潯生涯学習センターZEB 化改修工事設計等業務仕様書」のとおり）

(3) 業務場所

久留米市三潯生涯学習センター（久留米市三潯町玉満 2949 番地 1）

3. 予算額

見積金額の上限は、17,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和 5 年	5 月 3 1 日（水）	公募開始
令和 5 年	6 月 7 日（水）	質問書受付締切
令和 5 年	6 月 9 日（金）	質問書に対する回答
令和 5 年	6 月 1 6 日（金）	企画提案書等の提出締切
令和 5 年	6 月 2 6 日（月）	資格審査の結果通知
令和 5 年	6 月 2 8 日（水）頃	企画提案書の審査
令和 5 年	6 月 3 0 日（金）頃	審査委員会の開催
令和 5 年	7 月 3 日（月）頃	選定結果通知の送付
令和 5 年	7 月 3 日（月）頃	契約締結

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納 していること。
 - ・久留米市内 県税、市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定す

- る暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと
- (8) 企画提案書を提出する時点で一般社団法人環境共創イニシアチブが定めた「ZEBプランナー」（フェーズ2）の認定を受けていること

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付して、「16. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和5年6月7日（水）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和5年6月9日（金）までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、⑤、⑥は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 参加申込書（様式2） | 1部 |
| ② 参加資格に係る申立書（様式3） | 1部 |
| ③ 役員等調書及び照会承諾書（様式4） | 1部 |
| ④ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式5） | 1部 |
| ⑤ 登記事項全部証明書 | 1部 |
| ⑥ 納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税、市町村税） | 1部 |
| ⑦ 企画提案書（様式6～様式12） | 2部 |

（「企画提案書作成要領（別紙）」を参照）

※ 本市の名簿登録者の場合、③、⑤、⑥は不要

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	提出書類
市外 (県外)	市外 (県内)	市内・ 準市内		税目		
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税 及び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に未納がない証 明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、 固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない 証明
		○	久留米市国民 健康保険料	国民健康保険料	久留米市	(個人の場合) 久留米市税及び国民健康 保険料に滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

令和5年5月31日（水）から令和5年6月16日（金）までの8時30分から17時15分まで（必着）。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項	記載様式
業務実施体制、予定技術者の情報	・配置予定の管理技術者、担当技術者の情報を記載する。	様式7
事業者の業務実績	・過去に従事した業務の実績について記載する。	様式8
実施方針・実施フロー・工程計画	・業務を的確に実施するための実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。	様式9 様式10
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する取り組み方法等を具体的に記載する。	様式11 (A4版2ページまで)
価格提案書	・本業務に係る価格提案書を提出すること。	様式12

(2) 特定テーマ及びその他留意事項について

別紙「久留米市三潁生涯学習センターZEB化改修設計等業務企画提案書作成要領」を参照。

10. 審査方法

(1) 企画提案書の評価項目、判断基準、配点ならびに評価点は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点			配点	評価点	
	判断基準					
予定技術者の能力及び事業者の業務実績	予定技術者の能力		技術者資格、その専門分野の内容	配置予定技術者が、一級建築士（国家資格）、建築設備士（国家資格）を有する場合に優位に評価する。	2	40
	事業者の業務実績	Z E B プランナー業務実績	建築物Z E B化に関する計画・コンサルティング業務実績がある	下記の順位で評価する ① 既存建築物Z E B化の計画実績がある ② 新築建築物Z E B化の計画実績がある	3	60
		設計実績	類似施設（※1）の省エネ改修（外壁・空調・照明・太陽光等）について設計実績がある	下記の順位で評価する。 ①設計実績が複数（2件以上）ある ②設計実績がある ※他社からの受注設計業務または、自社所有施設の設計実績	3	60

※

実績		国庫補助事業活用実績	Z E B、又は、公共施設の省エネ改修に関する国庫補助活用実績がある（※採択実績）（※2）	下記の順位で評価する。 ①Z E Bに関する国庫補助活用実績がある ②省エネに関する国庫補助活用実績がある	2	40	
実施方針・実施フロー・工程計画	業務の理解度		目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解度が高い場合、優位に評価する。	5	100	
	実施手順	従事者の人員配置	担当者の配置人数、建築専門担当者の配置、建築設備専門担当者の配置など、業務執行に関する人員配置体制が充実している場合に優位に評価する。	2	40		
		実施方針・実施フローの妥当性	業務実施手順を示す実施方針・実施フローの妥当性が高い場合、優位に評価する	5	100		
		久留米市内業者の活用	コミッションング業務、実施設計業務について久留米市内業者の活用が提案されている場合に優位に評価する	3	60		
		業務量把握の妥当性	工程計画において業務に関する知識や重要事項が示されており内容が優れている場合に優位に評価する。	5	100		
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ①	整合性	前提条件、検討課題等の整理	前提条件や検討課題について、十分に整理されている場合に優位に評価する。	10	200	
		的確性	着眼点、問題点、解決方法等	着眼点、問題点、解決方法等が記載され、優れている場合に優位に評価する。	10	200	
		実現性	説得力及び提案内容の裏付け	提案内容に説得力がある場合、提案内容に裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	10	200	
	特定テーマ②	整合性	前提条件、検討課題等の整理	前提条件や検討課題について、十分に整理されている場合に優位に評価する。	10	200	
		的確性	着眼点、問題点、解決方法等	着眼点、問題点、解決方法等が記載され、優れている場合に優位に評価する。	10	200	
		実現性	説得力及び提案内容の裏付け	提案内容に説得力がある場合、提案内容に裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	10	200	
	価格点以外の合計（上記の合計）					90	1,800
	価格提案					100	400
	合計					190	2,200

1：設計実績における類似施設…国土交通省告示第十五号 別添二による建築物の類型における「十二 文化・交流・公益施設」に該当するもの。

※2：ZEB・省エネ関係補助事業

①ZEB 事業

レジリエンス強化型の既存建築物 Z E B 化実証事業

既存建築物の Z E B 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 など

②省エネ関係補助事業

既存建築物における省 CO2 改修支援事業

サステナブル建築物等先導事業、既存建築物省エネ化推進事業 など

(2) 採点基準

評価基準	評価値
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
普通（通常想定される程度）	3 点
少し劣る	2 点
劣る	1 点

(3) 評価点の算出方法

- ①各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。
 - ・ 価格提案以外の項目＝配点×評価値
 - ・ 価 格 提 案＝配点×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
- ②①で算定した全ての評価者（４人）の評価点を合計する。

1 1. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。但し、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。
 - ①「特定テーマに対する技術提案」の得点が高いもの
 - ②「実施方針・実施フロー・工程計画」の得点が高いもの
 - ③「予定技術者の能力及び事業者の業務実績」の得点が高いもの
 - ④「価格提案」の金額が最も安価なもの

1 2. 審査結果

- (1) 通知方法 企画提案書等を提出し、参加資格を満たした全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和５年７月３日（月）頃

1 3. 失格事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤見積書の金額が３．予算額を超過した場合
- (2) 契約締結後に提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行う場合がある。その場合において、新たに本業務の受託者を選定し、契約するまでの間は、無償で業務を遂行するものとする。

1 4. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成１３年９月２８日条例第２４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

(1) 本業務委託の仕様について

候補者の選定後、「久留米市三潞生涯学習センターZEB 化改修工事設計等業務仕様書」及び候補者の提案書等に記載された内容を勘案し、必要に応じて、再度、市が仕様書を作成する。またその内容は、候補者と調整し決定する。

(2) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「16. 問い合わせ先」に提出すること。

(3) 提出書類

- ①企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ②提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。
また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ⑤企画提案書に記載する提案内容は確実に実施できるものとする。

(4) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

16. 問い合わせ先

〒830-0112 久留米市三潞町玉満 2949 番地 1
三潞総合支所 文化スポーツ課（担当：岡崎・長沼）
電話番号：0942-64-3020 FAX 番号：0942-64-4687
電子メールアドレス m-bunka@city.kurume.lg.jp